

JIS

繊維用語－検査部門

JIS L 0220 : 2006

(JTETC/JSA)

平成 18 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小川 昭二郎	お茶の水女子大学
(委員)	赤松 幹之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋庭 悦子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	大熊 志津江	文化女子大学
	岡田 宏	社団法人繊維評価技術協議会
	長見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	加藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会
	加藤 隆三	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	蔵本 一也	社団法人消費者関連専門家会議
	小熊 誠次	社団法人日本オフィス家具協会
	三枝 繁雄	財団法人製品安全協会
	櫻橋 晴雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐野 真理子	主婦連合会
	沼尻 禎二	財団法人家電製品協会
	長谷川 政章	株式会社西友
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	村田 政光	財団法人日本文化用品安全試験所
	矢野 友三郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 4.2.1 改正：平成 18.10.20

官 報 公 示：平成 18.10.20

原 案 作 成 者：社団法人繊維評価技術協議会

(〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 12-9 滋賀ビル TEL 03-3639-5084)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人繊維評価技術協議会(JTETC)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS L 0220:1992** は改正され、この規格に置き換えられる。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 8498:1990, Woven fabrics—Description of defects—Vocabulary** 及び **ISO 8499:1990, Knitted fabrics—Description of defects—Vocabulary** を基礎として用いた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

JIS L 0220 には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 分類.....	1
3. 番号, 用語及び定義.....	1
附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表.....	30
解 説.....	32
索 引.....	38

繊維用語－検査部門

Glossary of terms used in textile industry－Inspection

序文 この規格は、1990年に第1版として発行された **ISO 8498**, Woven fabrics－Description of defects－Vocabulary 及び **ISO 8499**, Knitted fabrics－Description of defects－Vocabulary を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格であり、これらの対応国際規格は、この規格の **3. c)** に規定する“生地”，及び、**3. d)** に規定する“加工”に対応するものである。今回の主な改正点は、これらの対応国際規格の規定用語を、その意味するところを逸脱せずにこの規格の様式に合わせ組み入れたところにあるが、一部の規定用語については更なる解析が必要なため、この規格への組入れを見合わせ、今後の課題とした。

なお、この規格の用語に * を付けている用語は、今回の改正で新たに追加規定された用語及び対応英語欄において太字で表す部分は、これらの対応国際規格の規定用語であることを示している。また、対応国際規格の変更内容について一覧表をその説明を付けて、**附属書 1 (参考)** に示す。

1. 適用範囲 この規格は、敷物を除く繊維製品の糸、織物、編物、縫製品などの検査に用いる主な用語について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21** に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

ISO 8498:1990, Woven fabrics－Description of defects－Vocabulary (MOD)

ISO 8499:1990, Knitted fabrics－Description of defects－Vocabulary (MOD)

2. 分類 用語は、次の6分類とする。

- a) 一般
- b) 繊維, 糸
- c) 生地
- d) 加工
- e) 縫製
- f) その他

3. 番号, 用語及び定義 番号, 用語及び定義は、次のとおりとする。

なお、対応英語を参考として示す。